

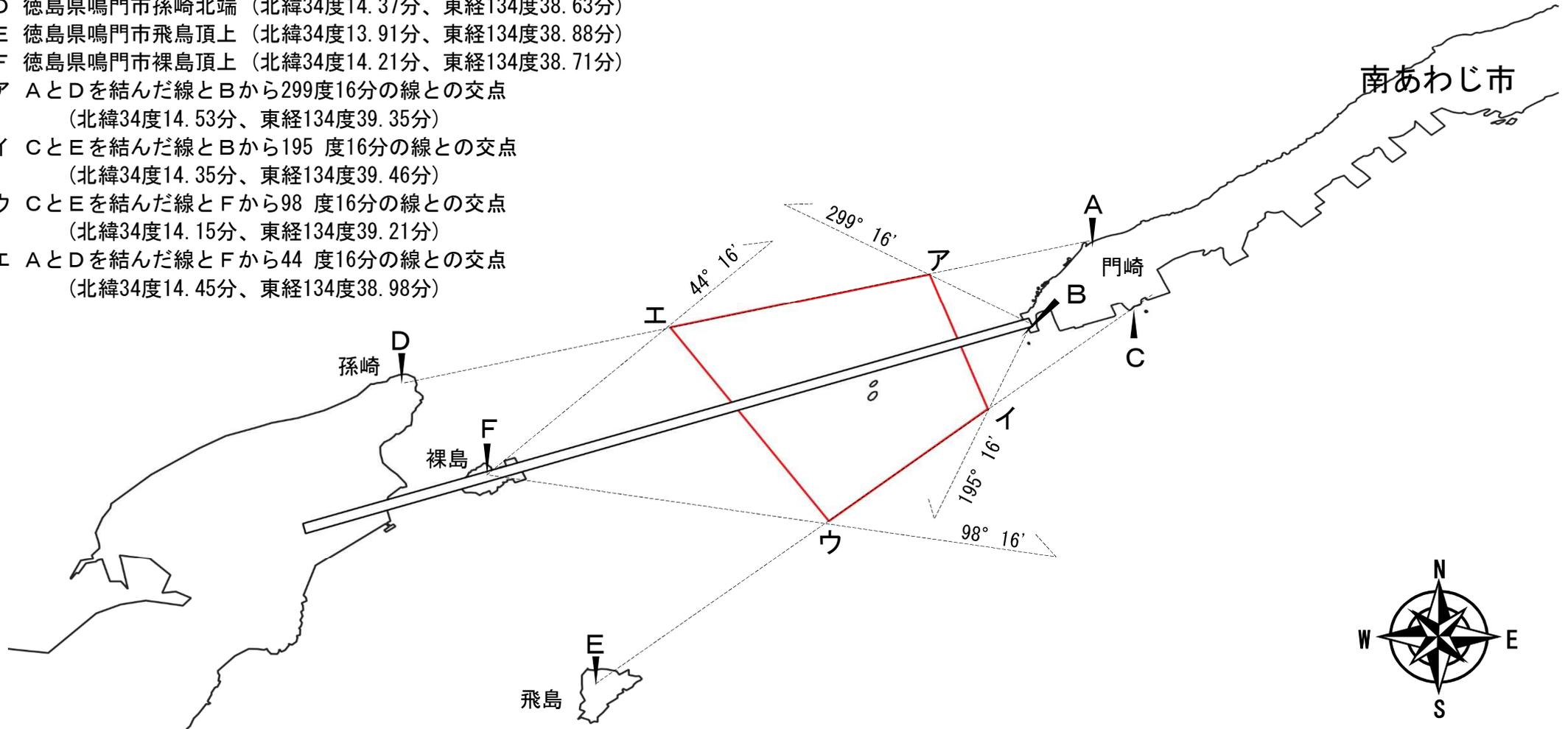
免許番号 共第137号

漁場の位置 南あわじ市門崎地先

漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- A 南あわじ市門崎北横瀬 (北緯34度14.57分、東経134度39.57分)
- B 南あわじ市門崎西端 (北緯34度14.46分、東経134度39.50分)
- C 南あわじ市門崎南横瀬 (北緯34度14.48分、東経134度39.63分)
- D 徳島県鳴門市孫崎北端 (北緯34度14.37分、東経134度38.63分)
- E 徳島県鳴門市飛鳥頂上 (北緯34度13.91分、東経134度38.88分)
- F 徳島県鳴門市裸島頂上 (北緯34度14.21分、東経134度38.71分)
- ア AとDを結んだ線とBから299度16分の線との交点
(北緯34度14.53分、東経134度39.35分)
- イ CとEを結んだ線とBから195度16分の線との交点
(北緯34度14.35分、東経134度39.46分)
- ウ CとEを結んだ線とFから98度16分の線との交点
(北緯34度14.15分、東経134度39.21分)
- エ AとDを結んだ線とFから44度16分の線との交点
(北緯34度14.45分、東経134度38.98分)



令和5年9月1日 免許
共第137号



表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から7月31日まで							潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	ひじき漁業		11月1日から6月30日まで							
	1	いぎす漁業		5月1日から9月30日まで							
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	いがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	いせえび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第137号		摘 要			

免許番号		共第137号		摘要			
共有漁業権事項							
順位番号	持分	事項	順位番号	持分	事項	備考	
	1	南あわじ市福良丙28番地 福良漁業協同組合 南あわじ市阿那賀1463-6 南あわじ漁業協同組合 徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池70 鳴門町漁業協同組合 徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊 新鳴門漁業協同組合 徳島県鳴門市里浦町里浦字恵美寿563 里浦漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	南あわじ市福良丙28番地 福良漁業協同組合 他4組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		